

令和6年12月18日

女性活躍推進法に基づく
「一般事業主行動計画」

社会福祉法人 一石会

1 計画期間 令和7年1月1日~令和10年12月31日

目標1 全職員の時間外労働を月10時間以内とする。

取り組み内容・実施期間

- 令和7年1月～ 情報収集、資料作成準備
- 令和7年3月～ 所定外労働を制限するため、事業所ごと（管理部門、デイサービス、居宅事業、包括支援センター、保育園）を対象とし、月1回程度のノー残業デーを設置、試行。
- 令和7年5月～ ノー残業デーの実施。毎月開催の施設長会議等にて進捗状況等を確認。

○採用した労働者に占める女性労働者・男性労働者の割合

介護職：女性 60% 男性 40% 保育職：女性 100% 相談職（包括）：女性 100%

看護職パート：女性 100% 保育パート：女性 75% 男性 25%

○管理職に占める女性労働者の割合 女性 60%（6名） 男性 40%（4名）

○男女の平均継続勤務年数の差異 女性 正規職員 13年1か月 パート職員 10年7か月

男性 正規職員 16年5か月 パート職員 12年4か月

○労働者の一カ月当たりの残業時間

介護職：1.1時間 看護職：5.3時間

保育職：2.9時間 事務職：0.4時間 デイ（介護職）：0.8時間

相談職（居宅）：2.4時間 相談職（包括）：13.8時間